

# みどり投資促進税制

(未定稿)

みどりの食料システム法※に基づく計画の認定を受け、一定の設備を取得した場合、

## 法人税・所得税 の特別償却

- ・ 機械等 ⇒ 取得価額の32%
- ・ 機械等と一体的に整備した建物等 ⇒ 取得価額の16%

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

## みどりの食料システム法に基づく計画

### 農林漁業者の場合

- ・ 環境負荷低減事業活動の実施計画
- ・ 特定環境負荷低減事業活動の実施計画

### 事業者の場合

- ・ 基盤確立事業の実施計画

|       |                  | 計画の種類   |  |
|-------|------------------|---|--|
|       |                  | 環境負荷低減事業活動実施計画<br>(特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。)  | 基盤確立事業実施計画   |
| 設備の種類 | 機械・装置、<br>器具・備品  | 【取得価額の32%の特別償却】<br>・ 対象は、農水省HPで公表されている機械等<br>(= 認定基盤確立事業に従って製造される機械等)<br>・ 取得価額の合計が100万円以上となること | 【取得価額の32%の特別償却】<br>・ 対象は、化学農薬又は化学肥料の代替となる生産資材を生産する専用の機械等 |
|       | 建物及びその附属設備並びに構築物 | 【取得価額の16%の特別償却】<br>・ 対象は、対象機械等と一体的に整備したもの   | 【取得価額の16%の特別償却】<br>・ 対象は、専用の機械等と一体的に整備したもの               |

【農業者が導入する税制対象機械】  
今後、農水省HPに掲載します。

# 1. 環境負荷低減事業活動 (特定環境負荷低減事業活動を含む。)

## 1-1. 制度の概要

青色申告書を提出する農林漁業者が、**都道府県・市町村の基本計画の策定後**、みどりの食料システム法の認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に基づき、**税制特例の対象期間内に対象設備**を新規取得等して事業の用に供した場合、**機械等は取得価額の32%、建物等は取得価額の16%の特別償却を適用することができます。**

(注) 特別償却は限度額まで償却額を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

関連条文：租税特別措置法 第11条の4【所得税】、第44条の4【法人税】

### 対象者

農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体\*  
\* 団体である場合は、その構成員等を対象とすることができます。

### 対象期間

令和4年7月1日から令和6年3月31日までの期間

### 対象設備

次の2点を満たす機械・装置、器具・備品\*

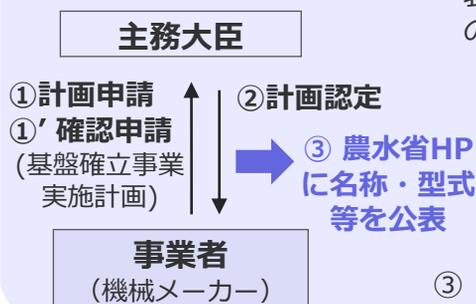
- ✓ 取得価額の合計が100万円以上であるもの
- ✓ **基盤確立事業の認定を受け、農水省HPに掲載されたもの**

例：可変施肥田植機、農薬ポンプ・インク散布ドローン、水田用除草機、色彩選別機等

\* 一体的に整備した建物及びその附属設備並びに構築物についても、税制特例の対象となります。

## <上記の対象設備に掲げる機械等のメーカー向けの手続き> 基盤確立事業の認定を受け、農水省HPに掲載されるには？

### 【対象設備の確認スキーム】



①・①'・② 基盤確立事業の計画申請の際に、製造する機械・装置、器具・備品が、環境負荷低減事業活動に関する税制特例の対象に該当するかの確認の申請を行います。

その際、以下の要件を満たす場合に、対象設備となります。

- ✓ 農薬/肥料の使用量を低減させる設備等 又は  
その他環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な設備等
- ✓ 発売後10年以内のモデル
- ✓ 直前の旧モデルの販売台数を下回るモデル

③ 確認ができたものは農水省HPに掲載されます。

## 1-2. 手続きの流れ



①・② 農林漁業者は、都道府県に対し、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を申請します。都道府県知事は計画認定書を農林漁業者に交付します。

③・④ 認定を受けた計画に基づき取得等をした設備について、税務申告に際して、納税書類に①の計画申請書写し及び②の計画認定書写しを添付してください。

## 2. 基盤確立事業

### 2-1. 制度の概要

青色申告書を提出する事業者が、みどりの食料システム法の認定を受けた基盤確立事業実施計画に基づき、税制特例の対象期間内に対象設備を新規取得等して事業の用に供した場合、機械等は取得価額の32%、建物等は取得価額の16%の特別償却を適用することができます。

(注) 特別償却は限度額まで償却額を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

関連条文：租税特別措置法 第11条の4【所得税】、第44条の4【法人税】

#### 対象者

化学農薬又は化学肥料の代替となる生産資材を、広域的に供給する事業者（畜産農家も含まれます。）

#### 対象期間

令和4年7月1日から令和6年3月31日までの期間

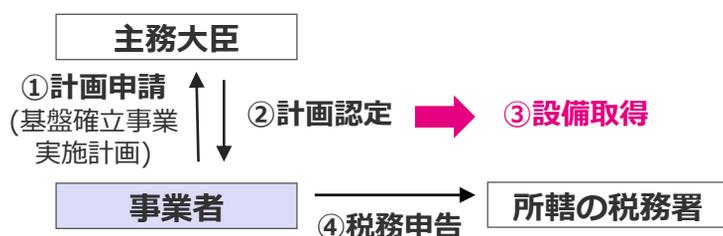
#### 対象設備

化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材を製造する専門の機械・装置、器具・備品\*

例：良質な堆肥を供給する自動攪拌装置、ペレタゲ-、バイオコ-スタ-、生物農薬製造設備、種子温湯消毒設備等

\* 一体的に整備した建物及びその附属設備並びに構築物についても税制特例の対象となります。

### 2-2. 手続きの流れ



- ①・② 事業者は、主務大臣に対し、基盤確立事業実施計画の認定を申請します。主務大臣は計画認定書を事業者に交付します。
- ③・④ 認定を受けた計画に基づき取得等をした設備について、税務申告に際して、納税書類に①の計画申請書写し及び②の計画認定書写しを添付してください。

#### 【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課  
みどりの食料システム戦略グループ  
TEL:03-6744-1865

※各地方農政局の連絡先も追記予定。